附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二条の五第八項第一号イの職業訓練計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ハ(3)の人事評価制度等の整備に関する計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則附則第十五条の四の五第二項第一号ロの措置を講じた事業主に対する高年齢労働者処遇改善促進助成金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則附則第十七条の二の四第一項第一号イ及びロに該当する派遣元事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（次項において「旧建労則」という。）第七条の二第二項第一号に係る届出を都道府県労働局長に行った建設事業主団体等に対する同項の規定による建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧建労則第七条の二第四項第一号ロに係る届出（岩手県、宮城県及び福島県に係るものに限る。）を都道府県労働局長に行った中小建設事業主に対する同項の規定による建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十六号

土地改良法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十四号）及び土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第百三十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）を実施するため、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

第一条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（審査の結果等の公告） **第十六条**　法第八条第六項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を掲載してするものとする。 （役員の就任の届出の手続） **第二十一条の二**　法第十八条第三項又は第十三項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十八項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。 （土地改良区の監事の要件の例外） **第二十一条の四**　法第十八条第七項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略）	（審査の結果等の公告） **第十六条**　法第八条第六項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載してするものとする。 （役員の就任の届出の手続） **第二十一条の二**　法第十八条第三項又は第十二項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十七項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。 （土地改良区の監事の要件の例外） **第二十一条の四**　法第十八条第六項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～四　（略）